

ID: 958

担当部署: 健康福祉部 高齢福祉課

処分の概要	保険給付の制限		
法令名 根拠条項	介護保険法 第65条		
法令番号	平成9年法律第123号		
<b>【基準】</b> 法第65条の規定による。 第65条 市町村は、介護給付等を受ける者が、正当な理由なしに、第23条の規定による求め(第24条の2第1項第1号の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る求めを含む。)に応ぜず、又は答弁を拒んだときは、介護給付等の全部又は一部を行わないことができる。			
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	令和3年6月11日